

第 10 章 豊かな自然に向けて

1 自然とは

「自然は、人間生活にとって、広い意味での自然環境を形成し、生命をはぐくむ母胎であり限りない恩恵を与えるものである」と、自然環境保全基本指針では規定しています。

豊かな緑や清らかな水の流れがなくなれば、生き物のすみかが失われるばかりでなく、私たちも住みにくくなり、みずみずしい感性や豊かな想像力などを失うことになりかねません。人間が将来にわたって健やかな暮らしを送っていくためにも、大切なものであり、子孫に伝えていかなければなりません。

2 自然をまもる

地域の自然の特質や周囲の開発の状況などから、その自然環境を守ることが必要とされる地域等は北海道自然環境等保全条例に基づき、環境緑地保護地区や学術自然保護地区に指定されています。これらの地区の区域内において、一定規模以上の建築物を新築・改築・増築する場合や宅地を造成する場合、土石を採取する場合などには道知事に対する届出が必要になることがあります。これに対し、道知事は必要な限度において、届出に係る行為を禁止したり、制限したりすることができます。

1)環境緑地保護地区

市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区を道知事が環境緑地保護地区として指定しており、北広島市においては、4ヶ所が指定されています。

表 10-1 環境緑地保護地区

名 称	指 定 区 域	面 積	備 考
西の里環境緑地保護地区	西の里 86 他 25 筆	24.54ha	市街地周辺地及び道路沿地の環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護
島松環境緑地保護地区	島松 1 他 17 筆	57.93ha	
富ヶ岡環境緑地保護地区	富ヶ岡 471 の 1 他 6 筆	12.03ha	
南里環境緑地保護地区	富ヶ岡 683 他 12 筆	40.88ha	
指定年月日：昭和 47 年 3 月 25 日			

2)学術自然保護地区

動物の生息地、植物の植生地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区を道知事が学術自然保護地区として指定しており、

北広島市においては 2 ヶ所が指定されています。学術自然保護地区内においては、植物の採取、動物や鳥類の卵の捕獲、岩石の採取、火入れ等の行為が禁止されています。

表 10-2 学術自然保護地区

名 称	指定地域	面 積	備 考
椴山学術自然保護地区	西の里 1085	5.92ha	トドマツ純林生育地の保護
原々種農場林学術自然保護地区	西の里 1094-1	48.87ha	野幌台地の原植生としての 針広混交林生育地の保護
指定年月日：昭和 47 年 3 月 25 日			

3)特別緑地保全地区

都市緑地法では、都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地で、地域の伝統的、文化的意義を有するもの、風致又は景観が優れ地域住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの、動植物の生息地、生育地として保全の必要があるもの等について、市町村が地域地区のひとつとしてその区域を特別緑地保全地区として指定することができるものと規定されています。

特別緑地保全地区に指定された区域内においては、建築物、工作物の建設等、宅地の造成等、木竹の伐採、水面の埋立て又は干拓等について、道知事の許可を受けなければすることができません。

北広島市では、良好な自然環境を形成し貴重な野生生物の生息地である南の里の市有地と北海道所有地などを合わせた 183 h a を、平成 17 年 10 月に南の里特別緑地保全地区として指定しています。

3 自然とのふれあい

優れた自然の風景に触れて、そのすばらしさを体験することは、私たちの心に大きな安らぎと深い充実感を与えてくれます。このような自然を大切にまもるとともに、誰もがその自然と触れ合うことができるように自然公園の制度が設けられています。

1)道立自然公園

北広島市では、55・56 林班（国有林）の全域と西の里の一部（市有地・民有地）が「道立自然公園野幌森林公園」として、指定されています。

道立自然公園内で、自然を損なうおそれのある行為、例えば、立木の伐採、土石の採取、建物などの工作物の設置等については、法律や条例により規制されていて、許可や届出が必要となっています。

表 10-3 道立自然公園指定区域

指定区域		区域の区分	面積	備考
55 林班（区域一円）		第 3 種特別地域	40ha	国有林
56 林班（区域一円）		第 1 種特別地域	48ha	国有林
西の里の一部	市有地	普通地域	1ha	—
	民有地		27ha	—
備考				
1 区域の区分				
第 1 種特別地域：特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域				
第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域				
第 3 種特別地域：特別地域のうちで風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域				
普通地域：道立自然公園のうち特別地域に含まれない区域				
2 55・56 林班は江別市にもまたがっています。上記の面積は、それぞれの林班のうちの北広島市内部分の面積です。				
3 指定年月日：昭和 43 年 5 月 15 日				

2)北広島レクリエーションの森(レクの森)

レクの森は、道立北広島高校の向かいにある国有林の一部を北広島市が林野庁から借り受け、昭和 55 年から施設の整備を進めてきたところです。レクの森には、自然観察や体験学習のセンターとして利用できる研修棟や炊事場を備えた林間学園、起伏に富んだ地形を利用したアスレチックコースのある冒険の森の他、野鳥観察小屋や外周約 4 キロの散策路などがあります。樹木や沢などの自然の多くがそのままの形で残されているため、大自然を体験できる格好の場所となっています。

4 鳥獣保護のために

北広島市は、自然環境に恵まれ、多くの動植物が生息しています。動植物にとって、住みやすい環境を守ることは、私たち人間にとっても快適で良好な生活環境を守ることにつながります。

鳥獣の保護・繁殖のため、法律により鳥獣保護区が設けられています。また、狩猟できる鳥獣の種類や狩猟の方法、狩猟を行うための免許制度などが定められています。

1)鳥獣保護区

野生鳥獣の保護・繁殖を図るため、植生・地形が鳥獣の生息に適し、かつ鳥獣の生息密度の高い地域やタンチョウなどの特定鳥獣の生息地などが鳥獣保護区に指定されています。また、鳥獣保護区のうち鳥獣の保護、繁殖のため特に必要な区域は特別保

護地区に指定されています。鳥獣保護区の中では、鳥獣の捕獲や殺傷が禁止されており、特別保護地区の中では、立木の伐採や工作物を設置する場合などには許可が必要になることがあります。

北広島市では、55 林班の全域と西の里の一部（市有地・民有地）が「野幌鳥獣保護区」に、56 林班の全域が「野幌鳥獣保護区特別保護地区」に指定されています。

表 10-4 鳥獣保護区

指 定 区 域		区 域 の 区 分	面 積	備 考
55 林班（区域一円）		鳥 獣 保 護 区	約 40ha	国 有 林
56 林班（区域一円）		特 別 保 護 地 区	約 48ha	国 有 林
西の里の一部	市有地	鳥 獣 保 護 区	約 1ha	—
	民有地		約 27ha	—
備考				
1 55・56 林班は江別市にもまたがっています。上記の面積は、それぞれの林班のうちの北広島市内部分の面積です。				
2 指定期間：				
昭和 44 年 10 月 1 日から昭和 60 年 9 月 30 日まで（国設鳥獣保護区）				
昭和 60 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで（道設鳥獣保護区）				
平成 17 年 10 月 1 日から平成 37 年 9 月 30 日まで（道設鳥獣保護区）				

5 自然環境保全に関する施策

1)自然環境調査

北広島市の自然環境の保全と利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基礎資料把握のため、平成 12(2000)年度に野生生物の生息状況等の総合的な調査を実施しました。この調査により確認された動植物の種数等は、表 10-5 のとおりです。

今後、この貴重な自然環境を保全していく意識を育て、またまちづくりにおける自然環境の位置付けや開発行為における自然環境保全の方向性を検討する基礎資料として活用していきます。なお、調査結果を基に、パンフレット『北広島の自然』を作成し、市民の自然環境保護意識の向上や自然環境保護思想の普及啓発を図っています。

表 10-5 自然環境調査結果

分 類	確認種数			確認種
	目	科	種	
植 物	-	100 科	537 種	トドマツ、カラマツ、エゾヤマザクラ、コナラ、ナナカマド、セイヨウタンポポ、スズラン、ススキなど
哺 乳 類	5 目	8 科	8 種	アライグマ、エゾシカ、キタキツネ、エゾタヌキ、エゾリスなど
両 生 類	1 目	2 科	3 種	アマガエル、エゾアカガエル、トノサマガエル
は 虫 類	1 目	2 科	3 種	カナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ
鳥 類	11 目	29 科	76 種	オジロワシ、カルガモ、カッコウ、ウグイスなど
昆 虫 類	13 目	156 科	893 種	トノサマバッタ、ヒメゲンゴロウ、ナナホシテントウ、ミヤマクワガタなど
魚 類	6 目	8 科	17 種	コイ、ドジョウ、ワカサギ、ウグイなど
甲 殻 類	1 目	2 科	2 種	ニホンザリガニ、スジエビ
底 生 生 物	16 目	38 科	56 種	カワナナ、トゲオヨコエビ、ミズムシなど

2)野鳥観察会

北広島市では、自然環境をもっと身近に感じてもらうために、毎年北広島レクリエーションの森にて野鳥観察会を実施しています。散策路を歩きながら、鳥類の姿や鳴き声を確認する他、植物の生息状況なども確認しています。

表 10-6 平成 18～20 年度の野鳥観察会で姿や鳴き声を確認した鳥類一覧表

目名	科名	種名	目名	科名	種名	
カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	スズメ目	ヒタキ科	アカハラ	
キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ			ウグイス	
		コゲラ			オオルリ	
		ヤマゲラ			キビタキ	
		アオサギ			クロツグミ	
コウノトリ目	サギ科	アオサギ			コルリ	
スズメ目	アトリ科	シメ			センダイムシクイ	
		イカル			ヤブサメ	
		カワラヒワ			コサメビタキ	
	カラス科	ハシブトガラス			ヒヨドリ科	ヒヨドリ
		ハシボンガラス		ホオジロ科	アオジ	
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ		メジロ科	メジロ	
	シジュウカラ科	シジュウカラ		ミソサザイ科	ミソサザイ	
		ハシブトガラ		タカ目	タカ科	トビ
		ヒガラ				ハイタカ
	ヤマガラ	ハト目		ハト科	キジバト	
ハタオリドリ科	ニュウナイスズメ					
キバシリ科	キバシリ					
			6目	16科	33種	

3)北海道レッドデータブック

北海道に生息する野生生物のうち、絶滅のおそれがあるとして北海道が選定した種のリストを「北海道レッドデータブック」といいます。このリストに掲載された生物は、その生息状況等により 8 つに分類されており（表 10-7 参照）、絶滅種としてはオオカミやカワウソ、トキ、チョウザメなどが指定されています。また、このリストに掲載されている野生生物のうち、平成 12 年度に市が実施した調査によりその生息を確認した生物や道がホームページで北広島市内に生息しているとして公表している生物は表 10-8 のとおりです。

表 10-7 北海道レッドデータブックの分類

高い ← 危険度 → 低い							
絶滅種	野生絶滅種	絶滅危機種	絶滅危惧種	絶滅危急種	希少種	地域個体群	留意種

表 10-8 北海道レッドデータブックに掲載されている野生生物のうち
北広島市内に生息しているもの

分類	種名	
絶滅危機種	植物	クロミサンザシ、サカネラン
絶滅危惧種	鳥類	オジロワシ
	魚類	エゾホトケドジョウ
	植物	キンセイラン、サルメンエビネ、ユウシュンラン
絶滅危急種	鳥類	クマゲラ、オオタカ、ハイタカ、ハヤブサ
	植物	エゾノミズタデ、ミズアオイ、ハイハマボッス、フクジュソウ
希少種	鳥類	エゾライチョウ、オオジシギ、ヨタカ、ヒシクイ
	魚類	イバラトミヨ、エゾトミヨ、イシカリワカサギ
	植物	タヌキモ、ヒメウキガヤ、エゾエノキ、エゾムグラ、キタササガヤ、キヨスミウツボ、コウライワニグチソウ、ササガヤ、ナガハシスミレ、フタバラン、フタマタイチゲ、ミクリ、ミヤマママコナ、モメンヅル、ヤマシャクヤク
	昆虫類	エゾアオゴミムシ、キタマルクビゴミムシ、ジャコウカミキリ
留意種	鳥類	オオアカゲラ
	魚類	ヤマメ、マルタウグイ、ハナカジカ、エゾウグイ
	昆虫類	ケマダラカミキリ

3)自然保護監視員の配置

環境緑地保護地区などの管理・監視等を行い、自然環境等の保全を図ることを目的として、北海道自然環境等保全条例に基づき、北海道知事より自然保護監視員が任命されています。

表 10-9 自然保護監視員

氏名	監視担当区域	年間巡視回数
森下 徹	西の里・島松・富ヶ岡・南里環境緑地保護地区 楸山・原々種農場林学術自然保護地区	25 日間

(任期：平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

4)鳥獣保護員の配置

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に係る業務及び鳥獣の生育状況等に関する調査等を行うために、北海道知事より鳥獣保護員が任命されています。

表 10-10 鳥獣保護員

氏名	監視担当区域	年間巡視日数
後藤 勝美	北広島市一円	38 日間

(任期：平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

6 外来生物への対応

1) 外来生物対策

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)が、平成17年6月1日に施行されました。外来生物法は、特定外来生物の輸入、飼養等を規制するとともに、防除を促進することで生態系、人の生命もしくは身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

平成16年10月には、被害の防止に関する基本構想等を盛り込んだ特定外来生物被害防止基本方針が策定され、これに基づき、現在表10-11に示す生物が特定外来生物に指定されています。このうち北広島市内においては、アライグマ、オオハンゴンソウ、ウチダザリガニ、セイヨウオオマルハナバチが確認されています。

表10-11 外来生物法に基づく特定外来生物のリスト

分類群	種 名
哺乳類	フクロギツネ、ハリネズミ属、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス(タイワンリス)、タイリクモモンガ(エゾモモンガを除く)、トウブハイイロリス、キタリス(エゾリスを除く)、マスカラット、アライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンク、ジャワマングース、アキシスジカ属、シカ属(ホンシュウジカ、ケラマジカ、マゲシカ、キュウシュウジカ、ツシマジカ、ヤクシカ、エゾシカを除く)、ダマシカ属、シフゾウ、キョン
鳥類	ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類	カミツキガメ、グリーンアノール、ブラウンアノール、ミナミオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類	オオヒキガエル、キューバズツキガエル(キューバアマガエル)、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚 類	チャネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ストライプトバス、ホワイトバス、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
クモ・サソリ類	Atrax 属、Hadronyche 属、Loxosceles reclusa、L. laeta、L. gaucho、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ、クロゴケグモ、キョクトウサソリ科
甲殻類	Astacus 属、Cherax 属、モクズガニ属(モクズガニを除く)、ウチダザリガニ、ラストイークレイフィッシュ
昆虫類	テナガゴガネ属(ヤンバルテナガゴガネを除く)、クモテナガゴガネ属、ヒメテナガゴガネ属、セイヨウオオマルハナバチ、ヒアリ、アカカミアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリ
軟体動物等	カワヒバリガイ属、クワガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ(オカヒタチオビ)、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植 物	オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、アレチウリ、オオフサモ(パロットフェザー)、スパルティナ・アングリカ、ボタンウキクサ(ウォーターレタス)、アゾラ・クリスタータ

平成18年9月1日現在

2) 北海道ブルーリスト

北海道においても外来種の実態を把握し、対策の基礎資料とするため、平成16年3月に道内の外来種リスト(「北海道ブルーリスト2004」)が作成されています。ほ乳類、植物類等806種の生物が選定されており、そのうち、平成12年度に市が実施した調査

により、北広島市内にその生息を確認した生物は表 10-12 のとおりです。

表 10-12 北海道ブルーリストに掲載されている野生生物のうち北広島市内に生息しているもの

分 類	分 類	種 名
国外外来種	ほ乳類	アライグマ
	昆虫類	オオモンシロチョウ、ニカメイガ、ケチビコフキゾウムシ
	植物	セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、その他 70 種
国内外来種	両生類	トノサマガエル
	魚類	ドジョウ、コイ、モツゴ、キンブナ
	植物	カラマツ、フジ
不 明	植物	イヌタデ、オオバコ、その他 21 種

3)アライグマ・アメリカミンク対策

ペットとして輸入された北米原産のアライグマは、日本各地で遺棄されたり逃亡したことによって野生化したことから、「特定外来生物」に指定されています。北海道でも野生化したアライグマの分布が拡大しており、農業等被害の増大や生態系への影響が懸念されています。

北広島市内では平成 9 年度からアライグマの防除等の対策を行っており、平成 18 年度からは外来生物法に基づき、同じく特定外来生物であるアメリカミンクを含めた防除を実施しています。

平成 20 年度は市の防除により 22 頭、道の取り組みも含めると合計 43 頭のアライグマを箱ワナにより捕獲しています。また、アメリカミンクも 3 頭捕獲しています。

アライグマの市の捕獲頭数は前年度より増加しましたが、依然として市内においては農業被害が発生していることから、今後も、野生化アライグマの完全排除を最終目標とした「北海道アライグマ・アメリカミンク防除実施計画」に基づき、北海道と連携して捕獲事業を進めていきます。

7 自然環境保全制度の体系



図 10-1 自然環境保全制度の体系図